

みずほダイレクト規定変更一覧

改定前	改定後
第1条 みずほダイレクト 1. みずほダイレクトとは みずほダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行がサービスの利用を認めた国内居住の個人のお客さま（本規定において、単に「お客さま」といいます。）が、当行所定の電話機、パーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。なお、パソコンには、高機能携帯端末とよばれるインターネット（携帯電話会社独自のインターネットサービスを除く）に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末等を含みます。）、情報提供サービス対応型の電話機（以下、「モバイル端末」といいます。ただし、モバイル端末には、前述の高機能携帯端末等を含みません。）を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行がその手続きを行うサービスをいいます（以下、当行所定の電話機、パソコン、およびモバイル端末を総称して「端末」といいます。また、電話機を通じた電話による取引を「テレホンバンキング」、パソコンを通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、モバイル端末を通じた電話・インターネットによる取引を「モバイルバンキング」といいます。なお、本サービスは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（「犯罪収益移転防止法」）に基づく本人確認が行われていない場合はご利用いただけません。	第1条 みずほダイレクト 1. みずほダイレクトとは みずほダイレクト（以下、「本サービス」といいます。）とは、当行がサービスの利用を認めた国内居住の個人のお客さま（本規定において、単に「お客さま」といいます。）が、当行所定の電話機、パーソナルコンピューター（以下、「パソコン」といいます。なお、パソコンには、高機能携帯端末とよばれるインターネット（携帯電話会社独自のインターネットサービスを除く）に接続、閲覧できるブラウザを搭載する端末等を含みます。）、情報提供サービス対応型の電話機（以下、「モバイル端末」といいます。ただし、モバイル端末には、前述の高機能携帯端末等を含みません。）を通じて当行所定の取引を依頼した場合に、当行がその手続きを行うサービスをいいます（以下、当行所定の電話機、パソコン、およびモバイル端末を総称して「端末」といいます。また、電話機を通じた自動音声による取引を「テレホンバンキング」（自動音声サービス）（以下、「テレホンバンキング」といいます。）、パソコンを通じたインターネットによる取引を「インターネットバンキング」、モバイル端末を通じた電話・インターネットによる取引を「モバイルバンキング」、<u>テレホンバンキング以外の電話による取引を「その他電話による取引」といいます。</u>なお、本サービスは「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（「犯罪収益移転防止法」）に基づく本人確認が行われていない場合はご利用いただけません。
2.利用可能なサービス (1) テレホンバンキング <u>残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、外貨預金取引、外国送金取引、投資信託受益権等の購入・解約等にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、国債取引、公共料金口座振</u>	2.利用可能なサービス (1) テレホンバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、カードローン取引等。 (2) インターネットバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、<u>投資信託受益権等の購入・解約等</u>

替申込、住所変更申込、各種変更のお届け、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上げ返済申込等。 (2) インターネットバンキング 残高照会、入出金明細照会、振込、振替、定期預金取引、グローバル口座取引、外貨預金取引、投資信託取引、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。 また、当行所定の高機能携帯端末等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものととなります。）。 (3) 略	にかかる取引もしくは累積投資取引またはそれらを組み合わせた取引（以下、「投資信託取引」といいます。）、宝くじの購入および購入に関する情報の提供（以下、「宝くじサービス」といいます。）、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、公共料金口座振替申込、住所変更申込、通帳・カード再発行申込、通帳・お届け印発見届出、カードローン取引、住宅ローンの固定金利適用期間設定申込、住宅ローン一部繰上返済申込、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等。 また、当行所定の高機能携帯端末等においては、当該端末の専用画面にて残高照会、入出金明細照会、振替、振込、定期預金取引、投資信託取引、Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス、カードローン取引、ネット振込決済サービス、ネット口座振替受付サービス等のサービスを提供します（各種サービス内容は、インターネットバンキングと同一のものととなります。）。 (3) 略 (4) その他電話による取引 <u>振込の組戻し、インターネット支店の定期預金の期日前解約・満期日解約ならびに外貨定期預金の満期日解約・満期日取扱方法変更、インターネット専用投資信託のスイッチング（乗換え）、住所変更申込等。</u>
3. 利用口座 (4) 本規定第 3 条 21 項に定める、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスのお取引にあたっては、本項に定める利用口座のお届けは不要です。	3. 利用口座 (4) 本規定第 3 条 16 項に定める、インターネットバンキングにおけるネット口座振替受付サービスのお取引にあたっては、本項に定める利用口座のお届けは不要です。
第 2 条 本人確認 1. 暗証番号等 (4) お客さまあてに簡易書留（転送不要扱い）で通知したご利用カードが不着等の理由で当行に返戻された場合は、<u>テレホンバンキング</u>にて、ご利用カードの再送依頼を行ってください。なお、当行所定の期間内に再送依頼がないなど、当行の責によらずご利用	第 2 条 本人確認 1. 暗証番号等 (4) お客さまあてに簡易書留（転送不要扱い）で通知したご利用カードが不着等の理由で当行に返戻された場合は、<u>当行所定の方法</u>にて、ご利用カードの再送依頼を行ってください。なお、当行所定の期間内に再送依頼がないなど、当行の責によらずご利用カー

カードがお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申し込みがなかったものとして取り扱います。	ドがお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申し込みがなかったものとして取り扱います。
第3条 サービス内容 4.定期預金取引 (1) 定期預金の口座開設、預入、満期日解約および満期日解約予約を行うことができるサービスです。 (2) インターネットバンキングでは、定期預金の満期日解約はご利用いただけません。 (3) モバイルバンキングでは、定期預金の満期日解約および満期日解約予約はご利用いただけません。 (4) 本サービスにより口座開設した定期預金は、自動的に利用口座に登録されます。なお、開設した口座（以下、「開設口座」といいます。）のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。 (5) 前号にかかわらず、口座開設希望のお取引店に既に定期預金口座をお持ちの場合等は、当該定期預金口座に預入し、利用口座に登録する場合があります。 (6) 一部の定期預金については、お取り扱いできません。 (7) グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、第24項に従います。	第3条 サービス内容 4.定期預金取引 (1) 定期預金の口座開設、預入、満期日解約予約、ならびにインターネット支店の定期預金の期日前解約および満期日解約を行うことができるサービスです。 (2) テレホンバンキングでは定期預金取引はご利用いただけません。 (3) モバイルバンキングでは、定期預金の満期日解約予約はご利用いただけません。 (4) その他電話による取引では、インターネット支店の定期預金の期日前解約および満期日解約のみご利用いただけます。 (5) 本サービスにより口座開設した定期預金は、自動的に利用口座に登録されます。なお、開設した口座（以下、「開設口座」といいます。）のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。 (6) 前号にかかわらず、口座開設希望のお取引店に既に定期預金口座をお持ちの場合等は、当該定期預金口座に預入し、利用口座に登録する場合があります。 (7) 一部の定期預金については、お取り扱いできません。 (8) グローバル口座における定期預金取引は、本項に従わず、第19項に従います。
5.積立定期預金取引 (1) 積立定期預金の口座開設、口座振替契約のお申し込み、随時入金、満期日解約および満期日解約予約を行うことができるサービスです。 (2) インターネットバンキングでは、積立定期預金の随時入金以外はご利用いただけませ	5.積立預金取引 (1) 積立定期預金の随時入金をインターネットバンキングで行うことができるサービスです。 (2) ～ (5) 削除 (2) 一部の積立定期預金については、お取り扱いできません。

ん。 (3) モバイルバンキングでは、積立定期預金取引はご利用いただけません。 (4) 本サービスにより口座開設した積立定期預金は、自動的に利用口座に登録されます。開設口座のお届け印は、開設時点の代表利用口座の普通預金口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、前記普通預金口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。 (5) 本サービスにより口座振替契約をお申し込みした積立定期預金は、自動的に利用口座に登録されます。 (6) 一部の積立定期預金については、お取り扱いできません。	
6.外貨預金取引 (1) 外貨普通預金の口座開設、振替、ならびに外貨定期預金の口座開設、預入、満期日解約および満期日取扱方法の変更を行うことができるサービスです。 (2) インターネットバンキングでは、外貨定期預金の満期日解約はご利用いただけません。 (3) 略 (4) 外貨預金取引は、満 20 歳未満のお客さまはご利用いただけません。 (5) 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。 (6) 外貨預金の取扱通貨は当行所定の通貨とします。 (7) 本サービスにより、口座開設した外貨定期預金口座および外貨普通預金口座は、自動的に利用口座に登録されます。開設口座のお届け印は、開設時点の代表利用口座のお届け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、代表利用口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し	6.外貨預金取引 (1) 外貨普通預金の口座開設および振替、外貨定期預金の口座開設、預入、および満期日取扱方法の変更、ならびにインターネット支店の外貨定期預金の満期日解約を行うことができるサービスです。 (2) テレホンバンキングでは、外貨預金取引はご利用いただけません。 (3) 略 (4) その他電話による取引では、インターネット支店の外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約以外はご利用いただけません。 (5) 外貨預金取引は、満 20 歳未満のお客さまはご利用いただけません。 (6) 外貨定期預金のお取引店は代表利用口座のお取引店と同一とします。また、外貨預金口座のお取引店は、当行所定の外貨預金取扱店とします。 (7) 外貨預金の取扱通貨は当行所定の通貨とします。 (8) 本サービスにより、口座開設した外貨定期預金口座および外貨普通預金口座は、自動的に利用口座に登録されます。開設口座のお届け印は、開設時点の代表利用口座のお届

出ください。 (8) 外貨定期預金の満期日取扱方法は、元利継続型から自動解約方式、利息受取型から元利継続型もしくは自動解約方式、および自動解約方式から元利継続型に変更することができます。元利継続型もしくは自動解約方式から利息受取型への変更はできません。<u>ただし、本条第 7 項に定める為替予約を締結をした後は、満期日取扱方法の変更はできません（満期日に自動的に解約の処理が行なわれます）。</u> (9) 円預金口座との間での資金移動の場合には、取引時における当行所定の外国為替相場を適用します。ただし、円預金口座との間での資金移動において引出口座の残高不足等により、資金移動処理ができなかった場合、これにより当行に生ずる損害金はお客さまの負担になります。 (10) お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）記載のこの預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、外貨預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨普通預金の口座開設ならびに外貨定期預金の口座開設および預入にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。 (11) グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、第 24 項に従います。	け印と同一とします。ただし、口座開設以降に開設口座のお届け印の変更を希望される場合は、別途お取引店までお申し出ください。また、代表利用口座を解約した場合は、別途、開設口座のお届け印をお取引店までお申し出ください。 (9) 外貨定期預金の満期日取扱方法は、元利継続型から自動解約方式、利息受取型から元利継続型もしくは自動解約方式、および自動解約方式から元利継続型に変更することができます。元利継続型もしくは自動解約方式から利息受取型への変更はできません。 (10) 円預金口座との間での資金移動の場合には、取引時における当行所定の外国為替相場を適用します。ただし、円預金口座との間での資金移動において引出口座の残高不足等により、資金移動処理ができなかった場合、これにより当行に生ずる損害金はお客さまの負担になります。 (11) お客さまは、あらかじめ当行が交付する契約締結前交付書面（兼外貨預金等書面）記載のこの預金の商品内容やリスクなどについて十分理解のうえ依頼を行い、外貨預金にかかわるリスクについては、お客さまの判断と責任において引き受けるものとします。なお、外貨普通預金の口座開設ならびに外貨定期預金の口座開設および預入にかかわる取引にあたり、適合性の原則等により謝絶させていただくことがあります。 (12) グローバル口座における外貨定期預金取引は、本項に従わず、第 19 項に従います。
7.外貨定期預金の満期日為替予約 (1) ～ (7) 略	(削除)
8.特約付き外貨定期預金取引 (1) ～ (10) 略	(削除)
9.外国送金取引 (1) ～ (12) 略	(削除)
10.投資信託取引 (1) 以下に定める取引とします。 ・投資信託受益権等の購入注文、募集注文、解約注文、買取注文、スイッチング（乗換え）	7.投資信託取引 (1) 以下に定める取引とします。 ・投資信託受益権等の購入注文、募集注文、解約注文、買取注文、<u>インターネット専用投</u>

・積立投信契約の申込、変更、中止 ・償還乗換え優遇制度の利用 ・投資信託総合取引、特定口座開設、および非課税口座開設の申込（以下、「投資信託総合取引等の申込」といいます。） なお、非課税口座とは、租税特別措置法の第9条の8に規定する少額投資非課税口座のことを指します。 ・投資信託に関する相談 なお、以下に定めるお取り扱いはできません。 ・所得税法に定める老人等の小額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）設定 ・投資信託受益権等への質権設定 ・投資信託受益権等の受入・返還 ・キャッシング取引 ・特別解約 (2) <u>テレホンバンキングでは、投資信託総合取引等の申込をご利用いただけません。</u> (3) <u>インターネットバンキングでは、スイッチング（乗換え）、償還乗換え優遇制度の利用、投資信託に関する相談をご利用いただけません。</u>また、当行所定の高機能携帯端末等では、当該端末専用画面にて投資信託総合取引の申込をご利用いただけません。 (4) <u>モバイルバンキングでは、投資信託取引をご利用いただけません。</u> (5) (6) 略 (7) お取引いただける商品は、当行が<u>テレホンバンキングおよびインターネットバンキングそれぞれで別途定める商品（以下、「取扱商品」といいます。）</u>とします（<u>テレホンバンキングとインターネットバンキングでお取引いただける商品が異なることがあります</u>）。また、当行が別途定める書類の提出が必要となる商品もあります。 (8) ～ (14) 略 (15) 投資信託総合取引等の申込について A. ～ c. 略 D. 本サービスでお申し込みを受け付けた場合、お客さまのお届出住所に、当行所定の確認書を送付しますので、ご署名のうえ本人確認資料を同封して当行所定	資信託のスイッチング（乗換え） ・積立投信契約の申込、変更、中止 ・投資信託総合取引、特定口座開設、および非課税口座開設の申込（以下、「投資信託総合取引等の申込」といいます。） なお、非課税口座とは、租税特別措置法の第9条の8に規定する少額投資非課税口座のことを指します。 なお、以下に定めるお取り扱いはできません。 ・所得税法に定める老人等の小額預貯金等の利子所得等の非課税（マル優）設定 ・投資信託受益権等への質権設定 ・投資信託受益権等の受入・返還 ・キャッシング取引 ・特別解約 (2) 削除 (2) <u>インターネットバンキングでは、スイッチング（乗換え）をご利用いただけません。</u>また、当行所定の高機能携帯端末等では、当該端末専用画面にて投資信託総合取引の申込をご利用いただけません。 (3) <u>モバイルバンキングおよびテレホンバンキングでは、投資信託取引をご利用いただけません。</u> (4) <u>その他電話による取引では、インターネット専用投資信託のスイッチング（乗換え）のみご利用いただけます。</u> (5) (6) 略 (7) お取引いただける商品は、当行が<u>インターネットバンキングで別途定める商品（以下、「取扱商品」といいます。）</u>とします。また、当行が別途定める書類の提出が必要となる商品もあります。 (8) ～ (14) 略 (15) 投資信託総合取引等の申込について A. ～ C. 略 D. 本サービスでお申し込みを受け付けた場合、お客さまのお届出住所に、当行所定の確認書を送付しますので、ご署名のうえ本人確認資料を同封して当行所定の期限までに当行宛にご返送ください。 なお、当行所定の確認書が不着等の理由
---	--

の期限までに当行宛にご返送ください。 なお、当行所定の確認書が不着等の理由で当行に返戻された場合は、<u>テレホンバンキング</u>などで再送依頼を行ってください。当行所定の期限内に再送依頼がないなど、当行の責によらず、当行所定の確認書がお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申し込みがなかったものとして取り扱います。 E. 略	で当行に返戻された場合は、<u>窓口または電話</u>などで再送依頼を行ってください。 <u>当行所定の期限内に再送依頼がない</u>など、当行の責によらず、当行所定の確認書がお客さま宛に届かなかった場合は、本サービスのお申し込みがなかったものとして取り扱います。 E. 略
11.国債取引 (1) ～ (8) 略	(削除)
12.宝くじの購入 (1) 略 (2) <u>テレホンバンキング、モバイルバンキング</u>では、ご利用いただけません。 (3) ～ (22) 略	8.宝くじの購入 (1) 略 (2) <u>テレホンバンキング、モバイルバンキングおよびその他電話による取引</u>では、ご利用いただけません。 (3) ～ (22) 略
13.Pay-easy (ペイジー) 税金・料金払込みサービス (1) 略 (2) <u>テレホンバンキング</u>では、ご利用いただけません。また、一部の店舗ではご利用いただけない場合があります。 (3)～ (10) 略	9.Pay-easy (ペイジー) 税金・料金払込みサービス (1) 略 (2) <u>テレホンバンキングおよびその他電話による取引</u>では、ご利用いただけません。また、一部の店舗ではご利用いただけない場合があります。 (3) ～ (10) 略
14.公共料金口座振替申込 (1) 当行所定の収納機関に対する諸料金の支払いに関する預金口座振替契約を締結することができるサービスです。 (2) <u>モバイルバンキング</u>ではご利用いただけません。 (3) <u>各収納機関への届出書または変更届</u>はお客さまに代わって当行が届け出ます。 (4) <u>収納機関による振替の開始時期</u>は各収納機関の手続き完了後とします。なお、収納機関によっては口座振替契約の締結ができない場合があります。	10.公共料金口座振替申込 (1) 当行所定の収納機関に対する諸料金の支払いに関する預金口座振替契約を<u>インターネットバンキングにて締結</u>することができるサービスです。 (2) 削除 (2) <u>各収納機関への届出書または変更届</u>はお客さまに代わって当行が届け出ます。 (3) <u>収納機関による振替の開始時期</u>は各収納機関の手続き完了後とします。なお、収納機関によっては口座振替契約の締結ができない場合があります。
15.住所変更申込 (1) 当行へ届け出の住所および電話番号等について、<u>テレホンバンキングおよびインターネットバンキング</u>で変更を行うことができるサービスです。	11.住所変更申込 (1) 当行へ届け出の住所および電話番号等について、<u>インターネットバンキングおよびその他電話による取引</u>で変更を行うことができるサービスです。

(2) <u>テレホンバンキングで住所変更の届け出を受け付けた場合は、お客さまが指定した利用口座のほか、全ての利用口座のお取引店の預金口座について同様に変更するものとし、インターネットバンキングではお取引店毎に住所変更の届け出を受け付けるものとします。</u>ただし、当座勘定、融資取引（カードローンを除く）、マル優、マル特、みずほ証券との金融商品仲介取引、財形、外国為替取引をご利用の場合、および投資信託・債券口座をお持ちの場合は、本サービスでは受け付けできない場合がありますので、その場合はお取引店にて手続きを行ってください。 (3) 略	(2) お取引店毎に住所変更の届け出を受け付けるものとします。ただし、当座勘定、融資取引（カードローンを除く）、マル優、マル特、みずほ証券との金融商品仲介取引、財形、外国為替取引をご利用の場合、および投資信託・債券口座をお持ちの場合は、本サービスでは受け付けできない場合がありますので、その場合はお取引店にて手続きを行ってください。 (3) 略
16. 各種変更のお届け (1) 当行に届け出を行っている事項のうち、当行所定の事項について、テレホンバンキングで変更を行うことができるサービスです。 (2) 各種変更のお届けの手続きは当行所定の方法により行います。 (3) なお、お取引内容によっては、手続きできない場合があります。	(削除)
17. カードローン取引 (1) ～ (3) 略	12. カードローン取引 (1) ～ (3) 略
18. <u>住宅ローンの固定金利適用期間設定申込</u> (1) 当行でお借り入れの住宅ローンについて当行所定の日までに、<u>テレホンバンキングおよびインターネットバンキングで固定金利適用期間の設定を依頼することができるサービスです。</u>ただし、固定金利適用期間設定日（以下、「設定日」といいます。）は固定金利適用期間を設定しようとする住宅ローン（以下、「対象ローン」といいます。）の約定返済日とし、約定返済日が固定金利適用期間中の場合（ただし、約定返済日が固定金利適用期間終了日の場合は除きます。）または、上限金利設定期間中の場合（ただし、約定返済日が上限金利設定期間終了日の場合は除きます。）は、固定金利適用期間の設定はできません。 (2) ～ (5) 略 (6) <u>固定金利適用期間の設定にあたっては、当行</u>	13. <u>住宅ローンの固定金利適用期間設定申込</u> (1) 当行でお借り入れの住宅ローンについて当行所定の日までに、<u>インターネットバンキングで固定金利適用期間の設定を依頼することができるサービスです。</u>ただし、固定金利適用期間設定日（以下、「設定日」といいます。）は固定金利適用期間を設定しようとする住宅ローン（以下、「対象ローン」といいます。）の約定返済日とし、約定返済日が固定金利適用期間中の場合（ただし、約定返済日が固定金利適用期間終了日の場合は除きます。）または、上限金利設定期間中の場合（ただし、約定返済日が上限金利設定期間終了日の場合は除きます。）は、固定金利適用期間の設定はできません。 (2) ～ (5) 略 (6) 削除 (6) <u>設定日に対象ローンの約定返済が遅延して</u>

所定の手数料を支払うものとします。なお、<u>手数料の支払い</u>は、<u>みずほ普通預金規定</u>、<u>みずほ総合口座取引規定</u>および<u>みずほ当座勘定規定</u>にかかわらず、<u>通帳</u>および<u>払戻請求書</u>もしくは<u>当座小切手の提出</u>なしで、<u>対象ローンの返済用預金口座</u>から<u>設定日</u>に引き落としのうえ充当するものとします。 (7) 設定日に対象ローンの約定返済が遅延している場合、または当行所定の手数料の引き落としができない場合は、固定金利適用期間の設定申込は自動的に取消されたものとします。	いる場合、または当行所定の手数料の引き落としができない場合は、固定金利適用期間の設定申込は自動的に取消されたものとします。
19. 住宅ローン一部繰上返済申込 (1) 当行でお借り入れの住宅ローンについて、<u>テレホンバンキング</u>および<u>インターネットバンキング</u>にて、債務の一部を期限前に繰り上げて返済する依頼を行うことができるサービスです。なお本サービスにより債務の全額を返済することはできません。 (2) ～ (6) 略 (7) 一部繰上返済をする場合には、当行所定の手数料を支払うものとします。 (8) 当行は、一部繰上返済を受け付ける場合には、繰上返済金額、未払利息、および繰上返済手数料を、<u>みずほ普通預金規定</u>、<u>みずほ総合口座取引規定</u>および<u>みずほ当座勘定規定</u>にかかわらず、<u>通帳</u>および<u>払戻請求書</u>もしくは<u>当座小切手の提出</u>なしで、<u>対象ローンの返済用預金口座</u>から引き落とすものとします。 (9) 残高不足等の理由により前号の一つでも引落としできないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱います。	14. 住宅ローン一部繰上返済申込 (1) 当行でお借り入れの住宅ローンについて、<u>インターネットバンキング</u>にて、債務の一部を期限前に繰り上げて返済する依頼を行うことができるサービスです。なお本サービスにより債務の全額を返済することはできません。 (2) ～ (6) 略 (7) 削除 (7) 当行は、一部繰上返済を受け付ける場合には、繰上返済金額、未払利息、および繰上返済手数料を、<u>みずほ普通預金規定</u>、<u>みずほ総合口座取引規定</u>および<u>みずほ当座勘定規定</u>にかかわらず、<u>通帳</u>および<u>払戻請求書</u>もしくは<u>当座小切手の提出</u>なしで、<u>対象ローンの返済用預金口座</u>から引き落とすものとします。 (8) 残高不足等の理由により前号の一つでも引落としできないときは、当該返済依頼はなかったものとして取り扱います。
20. ネット振込決済サービス (1) ～ (4) 略	15. ネット振込決済サービス (1) ～ (4) 略
21. ネット口座振替受付サービス (2) <u>テレホンバンキング</u>ではご利用いただけません。 (3) 収納機関の依頼に応じ当該振替の対象となっている預金口座について、当行が「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正も含む）」（以下「法」という。）第 4 条第 6 項に規定	16. ネット口座振替受付サービス (2) 削除 (2) 収納機関の依頼に応じ当該振替の対象となっている預金口座について、当行が「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。その後の改正も含む）」（以下「法」という。）第 4 条第 6 項に規定する取引時確認および「犯罪による収益の移転防止

する取引時確認および「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）」による改正前の法第 4 条第 1 項に規定する本人確認を行っているかどうか、および行っている場合の記録の有無を、収納機関と当行で合意した方法により収納機関に提供することができるものとします。 (4) ネット口座振替受付サービスの利用時間は、 当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用することができない場合があります。 (5) 収納機関での受付手続の結果等、受付等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。	に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 31 号)」による改正前の法第 4 条第 1 項に規定する本人確認を行っているかどうか、および行っている場合の記録の有無を、収納機関と当行で合意した方法により収納機関に提供することができるものとします。 (3) ネット口座振替受付サービスの利用時間は、 当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用することができない場合があります。 (4) 収納機関での受付手続の結果等、受付等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。
22. 通帳・カード再発行申込 (1) ～ (6) 略	17. 通帳・カード再発行申込 (1) ～ (6) 略
23. 通帳・お届け印発見届出 (1) ～ (2) 略	18. 通帳・お届け印発見届出 (1) ～ (2) 略
24. グローバル口座取引 (2) テレホンバンキングでは、グローバル口座をご利用いただけません。 (3) ～ (6) 略	19. グローバル口座取引 (2)テレホンバンキングおよびその他電話による取引では、グローバル口座をご利用いただけません。 (3) ～ (6) 略
第 4 条 取引の依頼および成立 2. 資金移動サービス (1) 資金移動サービスの内容および依頼方法 A. 資金移動サービスとは、第 3 条第 2 項から第 9 項、および第 3 条第 13 項、第 17 項、第 20 項、第 24 項に定める各サービスのことをいいます。 B. 資金移動サービスの依頼方法は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。 (2) 略 (3) 取引金額の引き落とし A. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約および満期日解約予約、積立定期預金の口座振替契約のお申し込み、外貨定期預金の満期日解約および満期日取扱方法変更、ならびに外貨定期預金の	第 4 条 取引の依頼および成立 2. 資金移動サービス (1) 資金移動サービスの内容および依頼方法 A. 資金移動サービスとは、第 3 条第 2 項から第 6 項、および第 3 条第 9 項、第 12 項、第 15 項、第 19 項に定める各サービスのことをいいます。 B. 資金移動サービスの依頼方法は、当行の定める方法および手順に基づくものとします。 (2) 略 (3) 取引金額の引き落とし A. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約、グローバル口座内の各預金の満期日取扱方法変更、グローバル口座への

満期日を替予約、グローバル口座内の各預金の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約以外のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のうちお客さまが指定した引出口座から資金移動サービスに関わる取引金額を引き落としのうえ、資金移動サービスの手続きをいたします。ただし本項第4号のAからIに該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。 B. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約および満期日解約予約、積立定期預金の満期日解約および満期日解約予約、外貨定期預金の満期日解約および満期日取扱方法変更のお取引、グローバル口座取引の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約、グローバル口座の定期預金の自動解約のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、お客さまが指定した定期預金、積立定期預金もしくは外貨定期預金（以下、「解約指定口座」といいます。）の満期日に手続きをいたします。ただし本項第4号のAからIに該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。 C. みずほダイレクトで取引する引出口座からの取引金額の引き落としおよび定期預金、<u>積立定期預金</u>、グローバル口座の定期預金の積立もしくは外貨定期預金の解約等は、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ当座勘定規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ積立定期預金規定、みずほ外貨普通預金規定、みずほ外貨定期預金規定等にかかわらず、通帳、証書、払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。	切替予約以外のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、利用口座のうちお客さまが指定した引出口座から資金移動サービスに関わる取引金額を引き落としのうえ、資金移動サービスの手続きをいたします。ただし本項第4号のAからIに該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。 B. 資金移動サービスのうち、定期預金の満期日解約予約および満期日解約、外貨定期預金の満期日取扱方法変更および満期日解約のお取引、グローバル口座取引の満期日取扱方法変更、グローバル口座への切替予約、グローバル口座の定期預金の自動解約のお取引については、ご依頼に基づく契約が成立した場合、当行は、お客さまが指定した定期預金、積立定期預金もしくは外貨定期預金（以下、「解約指定口座」といいます。）の満期日に手続きをいたします。ただし本項第4号のAからIに該当する場合には、本契約は成立しなかったものとして取り扱うものとします。 C. みずほダイレクトで取引する引出口座からの取引金額の引き落としおよび定期預金、グローバル口座の定期預金の積立もしくは外貨定期預金の解約等は、みずほ普通預金規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座（社員口）規定、みずほ当座勘定規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ積立定期預金規定、みずほ外貨普通預金規定、みずほ外貨定期預金規定等にかかわらず、通帳、証書、払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。
4. 国債取引 (1)～(7)	(削除)

5. 宝くじの購入 (1) ～ (7) 略	4. 宝くじの購入 (1) ～ (7) 略
6. 申し込みサービス A. 申し込みサービスとは、第3条第14項から第16項、第18項、第19項、第21項から第23項に定める各サービスのことをいいます。 B. 略	5. 申し込みサービス A. 申し込みサービスとは、第3条第10項、第11項、第13項、第14項、第16項から第18項に定める各サービスのことをいいます。 B. 略
第16条 規定の準用 1. 本規定に定めのない事項については、当行所定のみずほ普通預金規定、みずほ振込規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座(社員口)規定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金(自動継続方式)規定、みずほ積立定期預金規定、みずほ外貨普通預金規定、みずほ外貨定期預金規定、みずほ特約付き外貨定期預金規定、みずほ当座勘定規定、個人ローン規定書およびカードローン(無担保)規定書に記載のある規定、みずほマイレージクラブ規定、投資信託総合取引規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託保護預り規定、みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定、各累積投資銘柄の収益分配金再投資契約規定、宝くじラッキーライン規定、国債等公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定、外国送金取引規定書、みずほグローバル口座規定等に従います 2. 略	第16条 規定の準用 1. 本規定に定めのない事項については、当行所定のみずほ普通預金規定、みずほ振込規定、みずほ総合口座取引規定、みずほ総合口座(社員口)規定、みずほキャッシュカード規定、みずほ貯蓄預金規定、みずほスーパー定期規定、みずほ大口定期預金(自動継続方式)規定、みずほ積立定期預金規定、みずほ外貨普通預金規定、みずほ外貨定期預金規定、みずほ当座勘定規定、個人ローン規定書およびカードローン(無担保)規定書に記載のある規定、みずほマイレージクラブ規定、投資信託総合取引規定、投資信託受益権振替決済口座管理規定、投資信託保護預り規定、みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定、各累積投資銘柄の収益分配金再投資契約規定、宝くじラッキーライン規定、みずほグローバル口座規定等に従います。 2. 略
(2020年6月28日現在)	(2020年10月4日現在)